

令和3年度第2回四街道市国民健康保険運営協議会

次第（書面開催）

議題

- (1) 令和4年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要について（報告事項）
- (2) 令和4年度四街道市国民健康保険事業計画（案）及び四街道市国民健康保険事項別実施計画（案）について（承認事項）

令和 4 年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(単位：千円)

歳 入	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比	
			増減	(%)
01 国民健康保険税	1,911,384	1,925,604	14,220	0.7
一般被保険者	1,909,868	1,924,181	14,313	0.7
退職被保険者等	1,516	1,423	△ 93	△ 6.1
02 国庫支出金	1	1	0	0.0
03 療養給付費等交付金	0	0	0	-
04 県支出金	6,143,105	6,021,693	△ 121,412	△ 2.0
05 財産収入	0	0	0	-
06 繰入金	602,221	510,539	△ 91,682	△ 15.2
一般会計繰入金	515,910	510,439	△ 5,471	△ 1.1
法定				
保険基盤安定(保険税軽減分)	231,175	230,675	△ 500	△ 0.2
保険基盤安定(保険者支援分)	145,938	132,575	△ 13,363	△ 9.2
未就学児均等割繰入	0	6,111	6,111	皆増
職員給与費等	91,619	53,854	△ 37,765	△ 41.2
出産育児一時金等	19,600	22,400	2,800	14.3
国保財政安定化支援	27,578	26,722	△ 856	△ 3.1
法定外				
その他	0	38,102	38,102	皆増
基金繰入金	86,311	100	△ 86,211	△ 99.9
07 繰越金	1	1	0	0.0
08 諸収入	38,088	39,062	974	2.6
合 計	8,694,800	8,496,900	△ 183,680	△ 2.3

(単位：千円)

歳 出	令和 3 年度	令和 4 年度	当初予算	
			増減	(%)
総務費	54,971	55,136	165	0.3
保険給付費	6,065,772	5,947,972	△ 117,800	△ 1.9
国民健康保険事業費納付金	2,448,056	2,363,616	△ 84,440	△ 3.4
共同事業拠出金	5	5	0	0.0
保健事業費	111,584	114,759	3,175	2.8
基金積立金	0	0	0	-
公債費	1	1	0	0.0
諸支出金	11,411	12,411	1,000	8.8
予備費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	8,694,800	8,496,900	△ 197,900	△ 2.3

被保険者数推移

(単位：世帯・人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (12月末)	令和 4 年度 (見込み)
世帯数	13,463	12,989	12,820	12,575	12,449
一般被保険者数	21,390	20,469	19,907	19,315	19,122
退職被保険者数	26	1	0	0	0
合 計	21,416	20,470	19,907	19,315	19,122

国保税徴収率推移

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 2 年度 (12月末)	令和 3 年度 (12月末)
現年課税分	90.6	89.7	90.7	65.4	66.3
滞納繰越分	18.3	18.4	19.7	15.9	14.8
合 計	65.5	66.5	66.5	49.9	50.8

国民健康保険事業財政調整基金の状況

(単位：千円)

	令和 2 年度末	令和 2 年度決算 余剰金積立額	令和 3 年度取 崩額 (予定)	令和 3 年度末 (予定)
国民健康保険事業財政調整基金	97,030	75,423	57,065	115,388

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算(案)の概要(歳入)

(単位:千円)

		事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
国民健康保険税	一般被保険者	国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分からなります。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、税率・税額は令和3年度と同率・同税額で、また、本算定時の調定額減少割合を前年を参考に2.5%と見込み、現年度の収納率は90.7%で見込み算定しております。	1,909,868	1,924,181	14,313
	退職被保険者等	過年度の国民健康保険税です。なお、退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から現年分の予算計上はありません。	1,516	1,423	△ 93
	小 計		1,911,384	1,925,604	14,220
国庫支出金		災害等に伴う国民健康保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の免除の特例措置に対する補助金です。現段階では補助金の対象となるものではありませんが、補助金の対象となる事例に対応するため予算計上しております。	1	1	0
療養給付費等交付金		退職被保険者等に係る療養給付費と退職被保険者から収納した保険税との差額について交付されるものです。退職被保険者等に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から予算計上はありません。	0	0	0
県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	普通交付金は市町村が支払う保険給付費に応じて都道府県が費用の全額を国費や市町村からの事業納付金などにより補てんする交付金です。	6,029,772	5,907,672	△ 122,100
	保険給付費等交付金(特別交付金)	保険者努力支援制度交付金として交付を受けております。この交付金は、保険者(市)における医療費適正化や、医療保険加入者の予防・健康づくりの推進などの保健事業等に対する取り組み状況の評価により交付されるものです。	42,605	40,249	△ 2,356
	特別調整交付金(市町村分)	特別な事情による財政負担の増加等に対して交付されるものです。	9,362	9,317	△ 45
	都道府県繰入金	都道府県内の市町村の特殊な事情に応じた調整のために活用される繰入金で、「医療費適正化に関する事業」、「保険料(税)適正賦課および収納率に関する事業」等県が指定する事業項目の取り組みを評価して交付されるものです。	41,000	42,673	1,673
	特定健康診査等負担金	特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る経費のうち国・県がそれぞれ1/3相当額を負担するもので、県から国負担分を合わせた2/3相当額を交付されるものです。	20,366	21,782	1,416
小 計		6,143,105	6,021,693	△ 121,412	

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算(案)の概要(歳入)

(単位:千円)

		事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
繰入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	低所得者に対する保険税軽減相当額を、公費で補てんする(負担割合:都道府県3/4、市町村1/4)一般会計からの繰入金です。	231,175	230,675	△ 500
	保険基盤安定(保険者支援分)	保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)一般会計からの繰入金です。	145,938	132,575	△ 13,363
	未就学児均等割	令和4年度より導入される未就学児均等割の5割軽減制度に要する経費に係る繰入金です。	0	6,111	6,111
	職員給与費等	電算処理に要する経費および保険証などの郵送料等、国民健康保険事業における事務費に係る繰入金です。	91,619	53,854	△ 37,765
	出産育児一時金等	出産育児一時金は、1子408,000円に産科医療保障制度加入分の12,000円を加算した420,000円を支給しています。国の地方財政計画において、一般会計から出産育児一時金の3分の2に相当する額を繰り入れる制度となっています。	19,600	22,400	2,800
	国保財政安定化支援	保険者の責めに帰することができない特別な事情「高齢者が多いこと」「低所得者が多いこと」「病床数が多いこと」などに着目して繰入れられるものです。	27,578	26,722	△ 856
	その他	国民健康保険法に定めはありませんが、市町村の判断により繰入れられるものです。	0	38,102	38,102
	財政調整基金繰入金	国民健康保険事業財政調整基金から国民健康保険特別会計に繰入れるものです。国民健康保険税及び交付金等で歳出を賅いきれない時に繰入れます。	86,311	100	△ 86,211
		小計	602,221	510,539	△ 91,682

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算(案)の概要(歳入)

(単位:千円)

		事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
前年度繰越金		令和3年度からの繰越金です。令和3年度の余剰金が確定していないため、最低限の予算としています。	1	1	0
諸収入	一般被保険者延滞金	納期限後に納付された国民健康保険税(一般被保険者)に係る延滞金です。	11,000	10,505	△ 495
	退職被保険者等延滞金	納期限後に納付された国民健康保険税(退職被保険者等)に係る延滞金です。	10	10	0
	一般被保険者加算金	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた場合の徴収金に係る加算金です。	1	1	0
	退職被保険者等加算金	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた場合の徴収金徴収金に係る加算金です。退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんが、遡及して徴収する場合がありますため計上しています。	1	1	0
	預金利子	現金還付用普通預金に係る利子です。	1	1	0
	健康診査受託料	後期高齢者医療制度加入者に実施する健康診査に係る委託料および事務経費の受託料で、千葉県後期高齢者医療広域連合から納付されるものです。	23,969	25,438	1,469
	一般被保険者第三者納付金	第三者行為による医療給付費損害賠償金です。	2,000	2,000	0
	退職被保険者等第三者納付金	第三者行為による医療給付費損害賠償金です。退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんが、遡及して徴収する場合がありますため計上しています。	1	1	0
	一般被保険者返納金	国民健康保険の資格を喪失した後に受診した医療費等の返納金です。	1,000	1,000	0
	退職被保険者等返納金	国民健康保険の資格を喪失した後に受診した医療費等の返納金です。退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんが、遡及して徴収する場合がありますため計上しています。	1	1	0
	雑入	会年度任用職員の雇用保険料等を見込んでいます。	104	104	0
			38,088	39,062	974
合計			8,694,800	8,496,900	△ 197,900

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要（歳出）

（単位：千円）

	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
総務費	内部管理事業	国民健康保険事業の運営に係る事務的経費で、被保険者証等の発送、資格・給付を管理するための電算処理事務やレセプト点検、海外療養費再翻訳等の委託を行います。	30,330	30,056	△ 274
	連合会負担金事業	国民健康保険事務を円滑に実施するため、千葉県国民健康保険団体連合会の運営費として均等割負担金と事務費割負担金を支出するものです。	2,550	2,658	108
	国保税賦課徴収事業	国民健康保険税を適正に賦課徴収するための電算処理業務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理業務及び収納業務を行います。	21,845	22,178	333
	国保運営協議会事業	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療や被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。 ・開催予定回数 3回	246	244	△ 2
	小 計			54,971	55,136
保険給付費	一般被保険者療養給付費事業	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	5,224,400	5,123,100	△ 101,300
	退職被保険者等療養給付費事業	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	100	100	0
	一般被保険者療養費事業	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	42,100	41,900	△ 200
	退職被保険者等療養費事業	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	10	10	0
	審査支払手数料事業	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。	14,000	13,000	△ 1,000
	一般被保険者高額療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	748,000	728,300	△ 19,700
	退職被保険者等高額療養費事業	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	10	10	0
	一般被保険者高額介護合算療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	700	800	100

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要（歳出）

（単位：千円）

	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
保険給付費	退職被保険者等高額介護合算療養費事業	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	1	1	0
	一般被保険者移送費事業	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	450	450	0
	退職被保険者等移送費事業	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	1	1	0
	出産育児一時金事業	被保険者の出産に対し、出産育児一時金420,000円を支給します。 ・支給予定件数 70件	29,400	33,600	4,200
	葬祭費支給事業	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 ・支給予定件数 130件	6,500	6,500	0
	小 計			6,065,672	5,947,772
傷病手当金支給事業	傷病手当金支給事業	国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。	100	200	100
	小 計			100	200
国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者医療給付費分として支出します。	1,576,415	1,543,302	△ 33,113
	退職被保険者等医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等医療給付費分として支出します。	2,272	1,171	△ 1,101
	一般被保険者後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分として支出します。	612,893	584,304	△ 28,589

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要（歳出）

（単位：千円）

	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
国民健康保険事業費納付金	退職被保険者等後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等後期高齢者支援金等分ですが、退職被保険者等に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から予算計上はありません。	0	0	0
	介護納付金分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、介護納付金分として支出します。	256,476	234,839	△ 21,637
	小 計		2,448,056	2,363,616	△ 84,440
共同事業拠出金	その他共同事業	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	5	5	0
	小 計		5	5	0
保健事業費	保健事業費一般事業	医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用差額通知や医療費通知、被保険者の疾病の早期発見に役立てるための人間ドック助成事業、糖尿病性腎症重症化予防事業を行います。 ・人間ドック助成予定件数 980件 ・医療費通知送付予定件数 17,000通×2回 ・ジェネリック医薬品利用差額通知送付予定件数 700通×2回	33,703	33,162	△ 541
	特定健康診査等事業	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 ・集団健診受診予定者数 5,400人 ・個別健診受診予定者数 2,900人	77,881	81,597	3,716
	小 計		111,584	114,759	3,175
公債費	公債費	国民健康保険特別会計の歳計現金に不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	1	1	0
	小 計		1	1	0

令和4年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要（歳出）

（単位：千円）

	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度	比較
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	過年度に賦課し納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	10,000	11,000	1,000
	退職被保険者等保険税還付金	過年度に賦課し納税された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	200	200	0
	償還金	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	1,000	1,000	0
	一般被保険者保険税還付加算金	納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	200	200	0
	退職被保険者等保険税還付加算金	納税された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	10	10	0
	延滞金	千葉県国民健康保険団体連合会等に対し、支払が遅れた場合に支払います。	1	1	0
	小 計			11,411	12,411
予備費	予備費		3,000	3,000	0
	小 計			3,000	3,000
合 計			8,694,800	8,496,900	△ 197,900

令和 4 年度 四街道市国民健康保険事業計画(案)

1. 基本方針

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

当市の状況として、後期高齢者医療保険制度への移行などによる被保険者数の減少に伴い、保険税収入の増収が見込めない一方、被保険者の高齢化と医療技術の高度化に伴い、一人当たり医療給付費の増加が続いています。このような背景のもと、広域化により国保財政の責任主体となった千葉県から令和 4 年度の事業費納付金と標準保険料（税）率が示されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入の減少等を考慮し、令和 4 年度の保険税率については、県の示した標準保険料（税）率に沿う形ではなく、据え置きといたしました。

制度運営において、重要な役割を担う徴収分野では、国民健康保険税の過年度分についての徴収業務を総務部収税課に移管し、徴収業務の効率化を図るとともに、市税等収納向上対策本部と協働して、収納率向上を目指していきます。

歳出では特定健康診査の受診勧奨や特定保健指導を推進するとともに、関係機関と連携の下、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、将来の医療給付の減少に努めます。また、ジェネリック医薬品利用差額通知を実施するなど被保険者自らの経費節減への関心を高めてもらうことによって、医療費の適正化を図っていきます。

2. 主な事業

- (1) 適用適正化対策事業の推進
- (2) 国保税収納率向上対策事業の推進
- (3) 医療費適正化対策事業の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 普及啓発事業の推進
- (6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討

3. 具体的な対応策

- (1) 適用適正化対策事業の推進

- ① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

- ② 居所不明被保険者の実態調査〈3月〉
各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。
- ③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈11月〉
擬制世帯等[※]の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

※… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

- ① 収納体制の整備〈通年〉【新規】
令和4年度より、国保税過年度分の徴収業務について、総務部収税課へ移管し、徴収業務の効率化を図る。
- ② 短期被保険者証、資格証明書^の交付〈通年〉
滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。
- ③ 口座振替の促進〈通年〉【新規】
納め忘れのない口座振替利用の積極的な勧奨を行う。また、令和4年度から国保税において先行導入するペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替の申込を国保年金課の窓口で行う体制を確立する。

(3) 医療費適正化対策事業の推進

- ① レセプト点検の充実〈毎月〉
医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会と市で審査（点検）する。
- ② 医療費通知〈1月、3月〉
医療費の内訳を被保険者に通知する。
- ③ ジェネリック医薬品利用の促進〈8月、2月〉
ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。
- ④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉
交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。
また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。

② 短期人間ドックの助成事業〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。

③ 保健指導事業の推進〈通年〉

健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討

千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料率及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。

令和 4 年度

四街道市国民健康保険事項別実施計画（案）

事項別実施計画

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(1) 適用適正化対策事業 の推進					
① 被保険者資格の適正 化	社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、資格喪失の届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。	継続	国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、国民健康保険の資格喪失届を行っていない者に対して、届出勧奨を行う。勧奨通知を送付した結果、1か月以上資格喪失届の提出がない場合は職権による資格喪失処理を行う。	毎月	
② 居所不明被保険者の 実態調査	各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。	継続	保険税納付書や被保険者証の送致不能者を把握した場合、住民基本台帳担当課とその情報を共有し、住民登録の職権削除に繋げ、職権による被保険者資格の削除等を講じる。	随時	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実 施 月 等	評 価
③ 適用適正化月間における集中調査の実施	<p>擬制世帯等[*]の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。</p> <p>[*]… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯</p>	継続	左に同じ	11月	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(2) 国保税収納率向上対策事業の推進					
① 収納体制の整備	令和4年度より、国保税過年度分の徴収業務について、総務部収税課へ移管し、徴収業務の効率化を図る。	新規	収税課に移管される国保税過年度分の徴収業務について、同課と緊密に連携して、徴収業務の効率化を図る。	4月	
		継続	収税課では、財産調査を実施し、その結果による滞納処分として差押を行う。また、調査の結果、生活困窮者と判断される者には執行停止措置を講じるほか、分納不履行者への催告・戸別訪問を行うなどの対応を実施する。	通年	
② 短期被保険者証、資格証明書の交付	滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。	継続	収税課と連携し、滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や、担税力がありながら納税しない滞納者には資格証明書を交付する。	通年	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
③ 口座振替の促進	<p>納め忘れのない口座振替利用の積極的な勧奨を行う。</p> <p>令和4年度から国保税において先行導入するペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替の申込を国保年金課の窓口で行う体制を確立する。</p>	<p>継続</p> <p>新規</p>	<p>被保険者証交付時や窓口対応時、電話対応の時などに、積極的に口座振替利用を勧奨する。</p> <p>ペイジー口座振替受付サービスの導入により、令和4年度から口座振替の申込を国保年金課窓口にて出来るようになるため、職員の研修を行うとともに、サービスの周知を市広報誌やホームページにて行う。</p>	<p>通年</p> <p>4月～ 6月頃</p>	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(3) 医療費適正化対策事業					
① レセプト点検の充実	医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会と市で審査（点検）する。	継続	医療機関等のレセプトや、柔道整復施術療養費・あはき療養費の支給申請書の内容や資格を審査した結果、内容に疑義がある場合は過誤調整や再審査請求、不当利得等の請求を行う。	毎月	
② 医療費通知	医療費の内訳を被保険者に通知する。	継続	医療費の適正化を図るため、令和4年1月～12月診療分の医療費の内訳を2回に分けて被保険者に通知する。保険者の負担額を知ってもらうことに加え、通院日数、一部負担額などについて被保険者自身に確認してもらうことで、不正受給の防止に資する。	・1月～10月診療分 →翌1月送付 ・11、12月診療分 →翌3月送付	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
③ ジェネリック医薬品 利用の促進	ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。	継続	ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費抑制を図るため、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケースの配布を行う。 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知を行い、ジェネリック医薬品への切り替えを推進する。	随時 8月、 2月	
④ 第三者行為による給 付に対する求償	交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。 また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。	継続	交通事故等の第三者行為の治療の場合、届出が必要である旨の周知を行い、窓口等で説明する。 第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。 また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。	随時 7月、 11月、 3月 随時	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(4) 保健事業の推進					
① 特定健康診査・特定保健指導の推進	平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。	継続	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するための受診環境の整備を行う。 特定健康診査未受診者へは、勧奨通知を送付し、受診を促す。	通年	
② 短期人間ドックの助成事業	生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。	継続	左に同じ	通年	
③ 保健指導事業の推進	健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。	継続	左に同じ	通年	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(5) 普及啓発事業の推進	市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、財政状況、疾病予防などについての周知を行う。	継続	左に同じ	通年	
(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討	千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料率及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。	継続	左に同じ	10月～3月	